

直方市木造戸建て住宅性能向上改修等補助金 申請のご案内

留意事項（必ずお読みください）

- (1) 本補助金事業の趣旨をご理解いただき、ご申請ください。なお、申請された場合、審査を行い、補助金の対象とならない場合がありますので、ご注意ください。
- (2) 補助対象者は、交付決定受けたのち、請求書の提出がないと補助金のお支払いができませんので、ご注意ください。
- (3) 市が実施する他の住宅補助制度や、国や県で実施する補助金の対象となった費用について、重複して補助金申請することはできません。

問い合わせ

直方市 産業建設部 都市計画課 住宅政策係

〒822-8501 直方市 殿町 7 番 1 号

電話 0949-25-2050

対象工事

以下のいずれかに該当する工事とします。

- 性能向上改修工事
耐震基準を満たしていない住宅について、建物全体または1階部分の上部構造評点が1.0以上になるように補強する工事およびこれに伴う耐震設計(工事監理含む)と、省エネ性能の向上が図られる改修工事(開口部、躯体等の断熱化工事及び設備の効率化に係る工事)
- 建替え等に伴う除却工事
耐震基準を満たしていない住宅の除却

※いずれも10万円以上の工事が対象

対象住宅

次の①～⑤のすべてに該当する建物

- ① 市内にある木造戸建て住宅
- ② 昭和56年5月31日以前に建築されている、または工事着工している
※昭和56年6月1日以後に増築等を行ったものを含みます。
- ③ 耐震診断により建物の上部構造評点が1.0未満
- ④ 現在、居住者がいる(建替え等に伴う除却工事のみ)
- ⑤ 建築基準法および関係法令の規定に違反していない

対象者

次の①～④のすべてに該当する人

- ① 過去にこの補助金の交付を受けていない
- ② 対象住宅の所有者である
- ③ 所有者および居住者全員に、市税(市県民税、軽自動車税、固定資産税、国民健康保険税)の滞納がない
- ④ 所有者および居住者全員が、暴力団員でない

補助率等

- 性能向上改修工事
補助対象工事の23%以内
補助の上限:60万円(うち省エネ改修工事は上限15万円)
- 建替え等に伴う除却工事
補助対象工事の23%以内
補助の上限:30万円

耐震診断について

この補助金を受けるためには、まずは耐震診断を行い、住まいの耐震性が十分かどうか調査する必要があります。福岡県の耐震診断アドバイザー制度か、福岡市耐震推進協議会の耐震診断をご利用ください。

- 福岡県耐震診断アドバイザー制度

費用目視調査のみ：1 件あたり 3,000 円

目視調査+床下・小屋裏進入調査：1 件あたり 6,000 円

申込・問い合わせ

- ・生涯あんしん住宅内

住所：春日市原町 3-1-7 クローバープラザ敷地内

電話番号：092-582-8162

- ・一般財団法人福岡県建築住宅センター

住所：福岡市中央区天神 1-1-1 アクロス福岡東オフィス 3 階

電話番号：092-781-5169

- 福岡市耐震推進協議会による耐震診断

費用調査+診断報告書作成+耐震補強提案書作成：1 件あたり 3,000 円

申込・問い合わせ

- 一般社団法人福岡市耐震推進協議会

住所：福岡市城南区友丘 1-8-50

電話番号：092-861-9810

補助金の支払い方法

補助金は申請者へ支払います

受付期間

事業実施年度の開始日から同年度の 12 月末日（閉庁日を除く）

注意事項

- ・ 建替え等に伴う除却工事については、市内の施工業者が工事を行う必要があります。また、解体は建設業法の許可（建築工事業・土木工事業・解体工事業）、又は解体工事業の登録を受けている事業者に限ります。
- ・ 申請前に着工した工事やすでに完了した工事は補助の対象外となります。

- ・ 虚偽の申請その他の不正行為により補助金の交付を受けたり、受けようとした場合は交付決定を取り消し、すでに補助金が支払われているときは、返還していただくことがあります。
- ・ 必要に応じて、工事の内容に関する資料などの提供やその他の協力を市から依頼する場合があります。
- ・ 完了届の内容を確認のうえ、補助金の交付要件を満たしている場合には、市から申請者へ補助金額確定通知書を送付します。その後提出していた補助金請求書に基づき、申請者へ補助金を振り込みます。
- ・ 本制度による補助金の交付は、同一申請者に対して 1 回限りです。
- ・ 令和 7 年2月までに工事を完了し、実績報告の提出が必要です。

提出書類

申請時

- ① 直方市木造戸建て住宅性能向上改修等補助金交付申請書(様式第 1 号)
- ② 登記事項証明書又は固定資産税課税台帳登録事項証明書
- ③ 同意兼誓約書(様式第 2 号)
- ④ 補助対象住宅の建築日を明らかにする書類(建築完了検査済証の写し等)
- ⑤ 耐震診断結果報告書
 - ア 性能向上改修工事を行う場合
 - ・耐震改修工事係る耐震補強計画書
 - ・性能向上改修工事見積書(耐震及び省エネ工事の内訳がわかるもの)
 - イ 建替え等に伴う除却工事を行う場合
 - ・除却及び耐震改修工事見積書(耐震改修工事費は国の目安で算出可)
- ⑥ 建設業許可証または解体工事業の登録書の写し(建替え等に伴う除却工事のみ)
(建設業法に基づく建築・土木・解体業許可証の写し または 建設リサイクル法に基づく解体工事業の登録書の写しのいずれか)
- ⑦ 債権者登録依頼書
- ⑧ 振込口座の写し(表紙と 1 ページ目)
- ⑨ その他市長が必要と認める書類

完了時

- ① 直方市木造戸建て住宅性能向上改修等補助金事業完了実績報告書(様式第 6 号)

- ② 施工写真(施工前、施工中、施工後) ※施工内容が確認できるもの
- ③ 契約書の写し
- ④ 工事代金支払領収書の写し
- ⑤ 産業廃棄物管理表(マニフェスト)E 票の写し(建替え等に伴う除却工事のみ)
- ⑥ 除却工事後居住する住宅の地震に対する安全性が確認出来る書類(建替え等に伴う除却工事のみ。登記事項証明等建築年月日が確認できる書類または耐震診断書)
- ⑦ 直方市木造戸建て住宅性能向上改修等補助金交付請求書(様式第 8 号)
- ⑧ その他市長が必要と認める書類

■直方市木造戸建て住宅性能向上改修等補助金交付のながれ

